

3. 配偶者控除に関する主な考え方 (これまでの税調答申等から)

政府税制調査会のこれまでの答申等で示された配偶者控除に関する主な考え方

＜配偶者控除の性格＞

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高 38 万円、個人住民税：最高 33 万円）が設けられている。
配偶者については、かつては 1 人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。（平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題」）
- ・ （配偶者控除については、）今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。（平成 17 年 6 月「個人所得課税に関する論点整理」）

＜配偶者の就労に対する影響＞

- ・ 現行制度の下では、配偶者はその就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性を阻害している。（平成 17 年 6 月「個人所得課税に関する論点整理」）

＜二重控除の問題＞

- ・ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、配偶者の存在により世帯として二重に控除を享受するという問題が生じている。（平成 17 年 6 月「個人所得課税に関する論点整理」）

＜共働き世帯と片働き世帯のバランス＞

- ・ 家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じるものであり、税制面で片働きを一方的に優遇する措置を講じることは適当ではない。（平成 15 年 6 月「少子高齢社会における税制のあり方」）

＜配偶者の存在による納税者の担税力の減殺についての考え方＞

- ・ 配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。（平成 17 年 6 月「個人所得課税に関する論点整理」）
- ・ 成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これらの者を扶養することを理由に控除を認めないとの考え方もある。（平成 14 年 6 月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」）

＜夫婦の位置付けとの関係＞

- ・ 夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もある。（平成 19 年 11 月「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」）

＜配偶者控除等の適用状況等への配慮＞

- ・ 配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかとの意見もあった。（平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題」）

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔 平成 12 年 7 月
政府税制調査会 〕

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

（2）課税最低限と控除

② 主要な控除

ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高 38 万円、個人住民税：最高 33 万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和 62・63 年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(中略)

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。

基礎的な人的控除が世帯構成員の数などに応じて納税者の税負担能力（担税力）を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。

また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。

したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。なお、その際には、消失控除の仕組みによる税引後の手取りの逆転現象への対応の必要性にも留意しなければなりません。

なお、配偶者控除等は現実に多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかとの意見もありました。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

(考え方 1—基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する)

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

(考え方 2—配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する)

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

(考え方 3—配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

—あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕
政府税制調査会

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点から是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

- (1) 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月〕
〔政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

（４）人的控除の基本構造の見直し

- ③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

個人所得課税に関する論点整理(抄)

平成17年6月
政府税制調査会
基礎問題小委員会

3. 世帯構成と税負担のあり方

(1) 配偶者との関係

イ) 現行の配偶者にかかる人的控除は、個人単位課税の下で、一定所得金額以下の配偶者を有する納税者について所得控除によって担税力の減殺を一律に調整する仕組みとなっている。配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていた。夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族とは異なるとの事情に鑑み、扶養控除から独立させて配偶者控除を創設したとの経緯があるが、今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。

現行の配偶者控除制度については、次のような問題点がある。

そもそも、結婚により担税力がどのような影響を受けるのかは個々の世帯によっても区々であり、一律に論ずることはできない。税制において、夫婦を担税力という面での配慮が必要な関係と一方的に位置付けることには疑問がある。配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。

また、現行制度の下では、配偶者は、その就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性といった面でも矛盾が生じている。女性の就労が増加している中、配偶者が仕事をするか、またどの程度の所得を稼得するかは、本来パートナーの税負担とは離れて決められるべき問題であろう。

さらに、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない。その一方で、パートナーが配偶者控除の適用を受けることで、夫婦で二重に控除を享受するという問題が生じている。

こうした点を踏まえ、配偶者に関する現行の人的控除のあり方については、根本的な見直しが必要であろう。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

第 2 各論

1. 個人所得課税

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

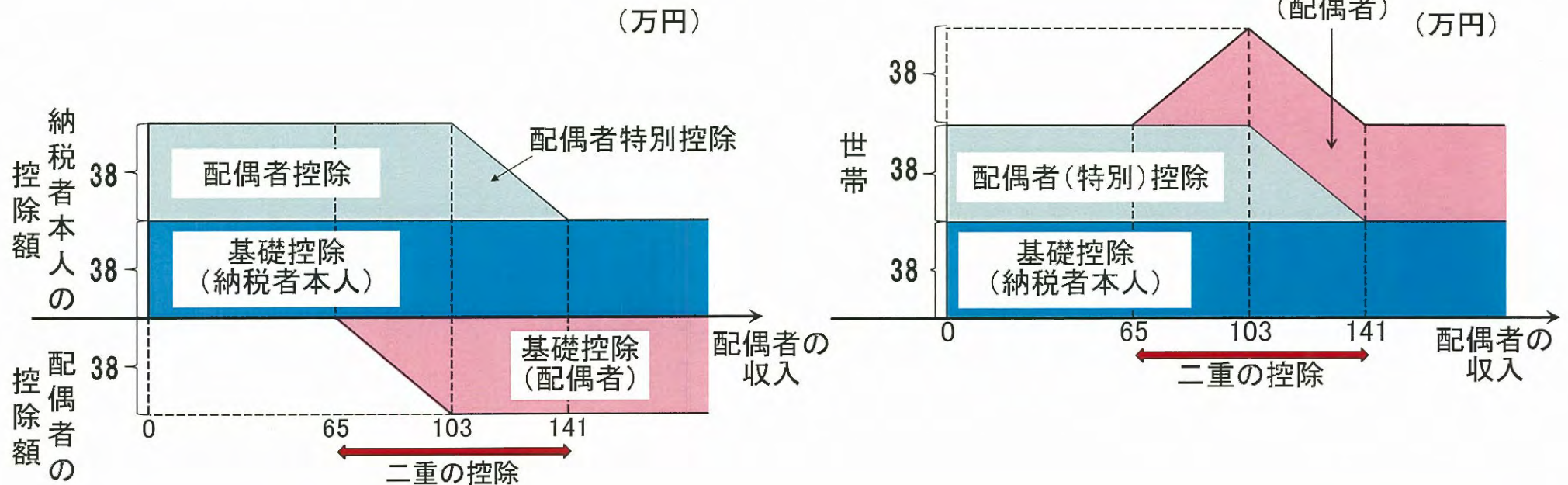
他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

4. いわゆる移転的基礎控除

配偶者(特別)控除

＜控除額のイメージ＞

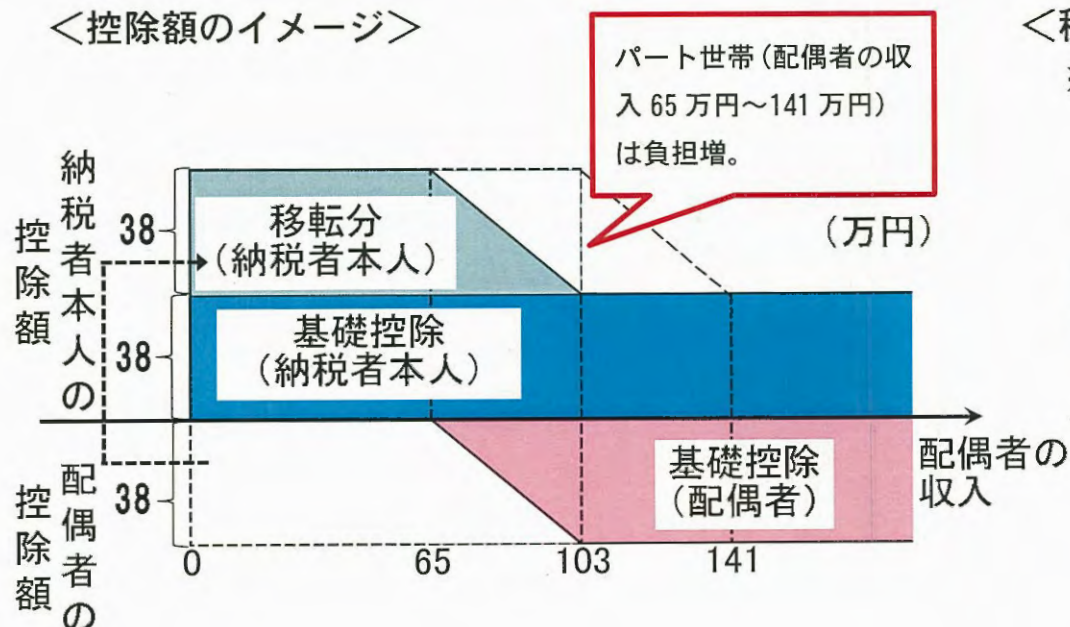


- 配偶者の収入が 103 万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘（いわゆる 103 万円の壁）。
- 特にパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い（二重の控除）との問題が指摘。

いわゆる移転的基礎控除

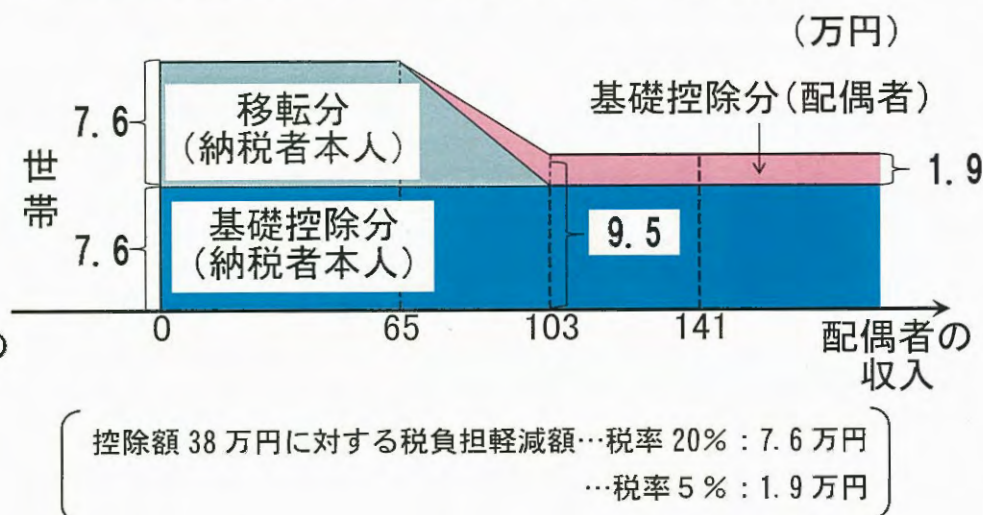
配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額を同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。

<控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>

※…納税者本人の税率20%、配偶者の税率5%の場合



(留意点)

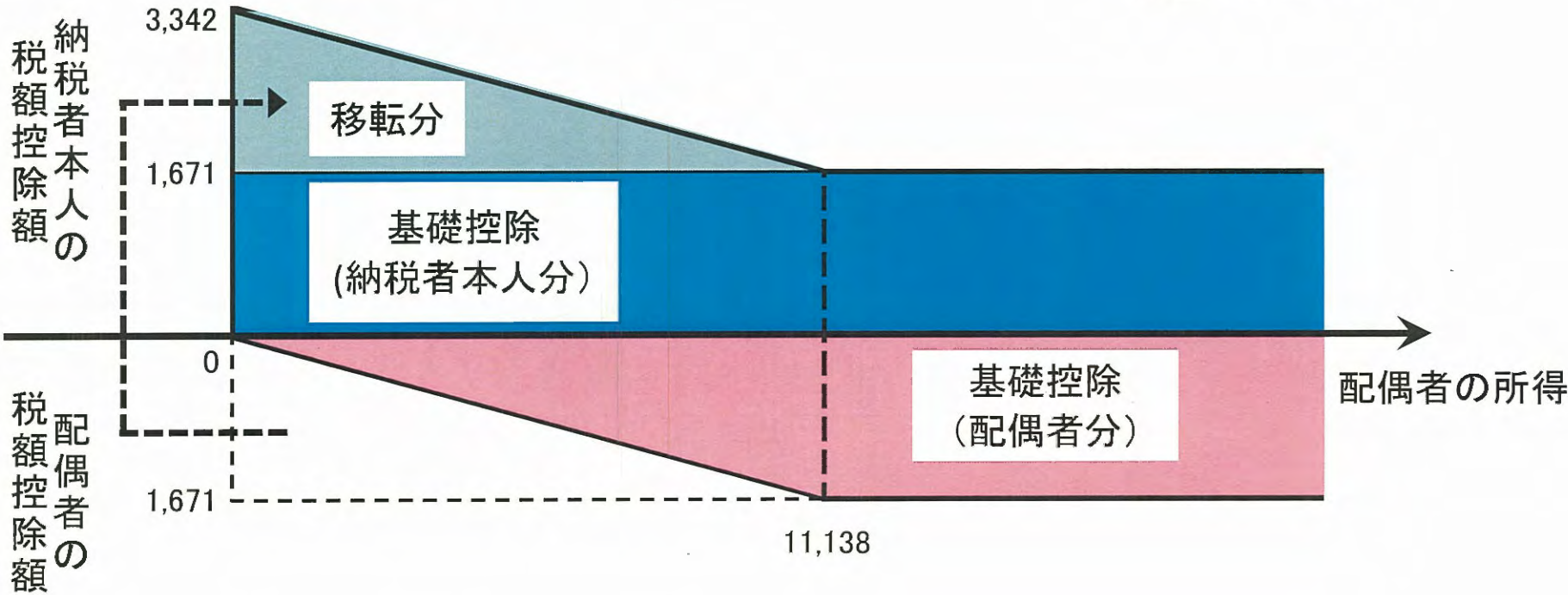
- ①夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- ②基礎控除を所得控除としたままで移転的基礎控除を導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者の収入が少ないほど夫婦2人で受けられる税負担軽減額が大きくなり、働き方への中立性が阻害される可能性（特にパート収入が65万円~103万円の範囲においては、収入が65万円までと比べて収入の増え方に対する手取り収入の増え方が少なく、収入を増やすインセンティブを弱める可能性）。
⇒税額控除化する場合には、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
⇒この場合、扶養控除等の他の人的控除についても税額控除化するのかどうかについて、あわせて検討する必要がある、諸控除全体の抜本的な検討が必要となる。
- ③パート世帯においては負担増。
⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の使途等について慎重に検討する必要。

諸外国における移転的基礎控除

- カナダ・デンマーク・アイスランド等において移転的基礎控除が導入されている。
- いずれの国においても、基礎控除は税額控除。
- 配偶者の働き方に関わらず、世帯としての控除による税負担軽減額は一定。

[カナダの例]

(単位:カナダドル)



基礎控除の移転的基礎控除化及び税額控除化に関する論点(たたき台)

【移転的基礎控除化に関する論点(所得控除の場合を含む。)】

○ パート世帯にとっては負担増となることから、パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の使途等について慎重に検討する必要があるのではないか。

○ 配偶者が「使い残した」基礎控除を納税者本人に移転できることとする考え方をどのように整理するか。

＜考え方の例＞

イ) 夫婦が消費生活の基本単位であることを踏まえ、夫婦に対しては単身者の2倍の基礎的な人的控除を認めるとの考え方

ロ) 所得が一定金額以下の配偶者を有することが納税者本人の税負担能力を減殺するという現行の配偶者控除の考え方を維持しつつ、二重の控除の問題に対応するための見直しを行うとの考え方

(補論) 上述の＜考え方の例＞に対して否定的な考え方の例

・ 配偶者の家事労働には経済的価値がある(注)ことから、配偶者の存在が納税者本人の税負担能力を減殺させているとの考え方については再検討を要するとの考え方

(注) 配偶者が家庭外で一定時間以上働く場合には、クリーニング、食事の支度、育児等の家事サービスを外注したり外から購入せざるを得ず、そのための費用負担が生ずるのに対し、配偶者が家事労働に従事する場合には、これらの家事サービスを家庭内で生産し、いわば自家消費できるため、外部に支払う費用を節約できるという形で経済的価値(いわゆる帰属所得)を産み出しているという考え方。

【税額控除化に関連する論点】

仮に基礎控除を税額控除とする場合、

○ 新たな基礎控除の性格や考え方はどのようなものか。

○ 扶養控除等を含む人的控除の体系をどのように構築するか。

○ 各種の社会保障制度による所得保障との関係をどのように考えるか。

○ 国民健康保険の保険料等の社会保障制度における負担額等について、個人所得課税の課税所得(人的控除の適用後)の額や税額を基準として算定する制度が導入されていることを踏まえ、各種制度における所得の捉え方等についてどのように見直しを行うか。

5. 課 税 単 位

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014 年 1 月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N 分 N 乗方式) ^(注1)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 ^(注2)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38 万円]	人的控除 ^(注3) [40 万円]	基礎控除 [152 万円]	税率不適用所得 [113 万円]	税率不適用所得 [81 万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除 [38 万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル=100 円、1 ポンド=161 円、1 ユーロ=135 円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 25 年(2013 年) 11 月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) フランスでは、家族除数 (N) は単身者の場合 1、夫婦者の場合 2、夫婦子 1 人の場合 2.5、夫婦子 2 人の場合 3、以下被扶養児童が 1 人増すごとに 1 を加算する。

(注2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制 (夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

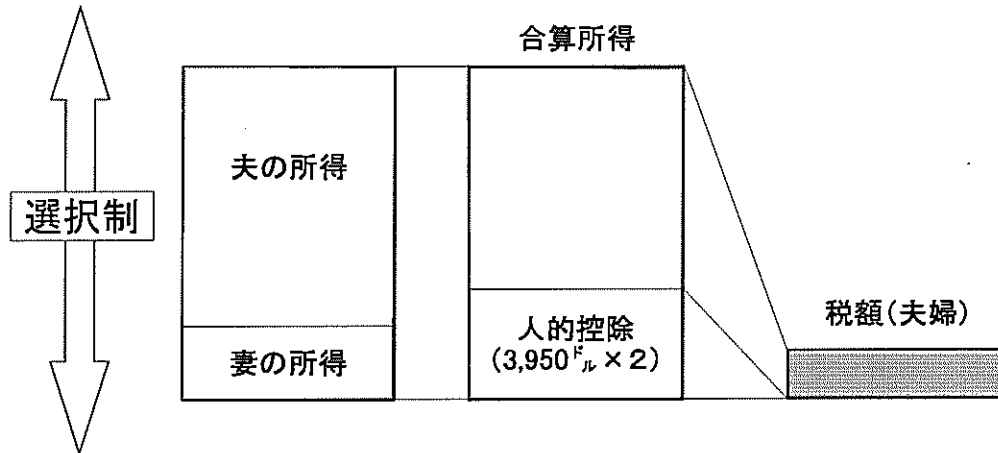
(注3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み (単身者の場合、所得が 254,200 ドルから 2,500 ドル増加すごとに控除額が 2 % ずつ逡減し、376,700 ドルで消滅)。

アメリカにおける連邦所得税の税額の計算(イメージ) (夫婦者の場合)

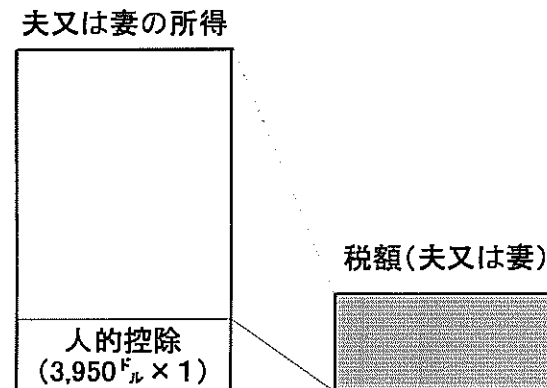
アメリカ 連邦所得税の概要

アメリカでは、夫婦合算課税の場合は、本人と配偶者の2人分の人的控除が認められ、ブラケットの所得額が個別課税の場合の2倍の額になっている(実質的な二分二乗方式)。

①夫婦合算課税の場合



②夫婦個別課税の場合



夫婦合算課税の場合の適用税率表

所得金額(ドル)		(2014年)
ドル超	ドル以下	適用税率(%)
0	18,150	10
18,150	73,800	15
73,800	148,850	25
148,850	226,850	28
226,850	405,100	33
405,100	457,600	35
457,600	～	39.6

夫婦個別課税の場合の適用税率表

所得金額(ドル)		(2014年)
ドル超	ドル以下	適用税率(%)
0	9,075	10
9,075	36,900	15
36,900	74,425	25
74,425	113,425	28
113,425	202,550	33
202,550	228,800	35
228,800	～	39.6

(注1) 夫婦個別課税の場合、配偶者に所得がないこと等を条件に、本人及び配偶者の人的控除(2人分)が認められる。

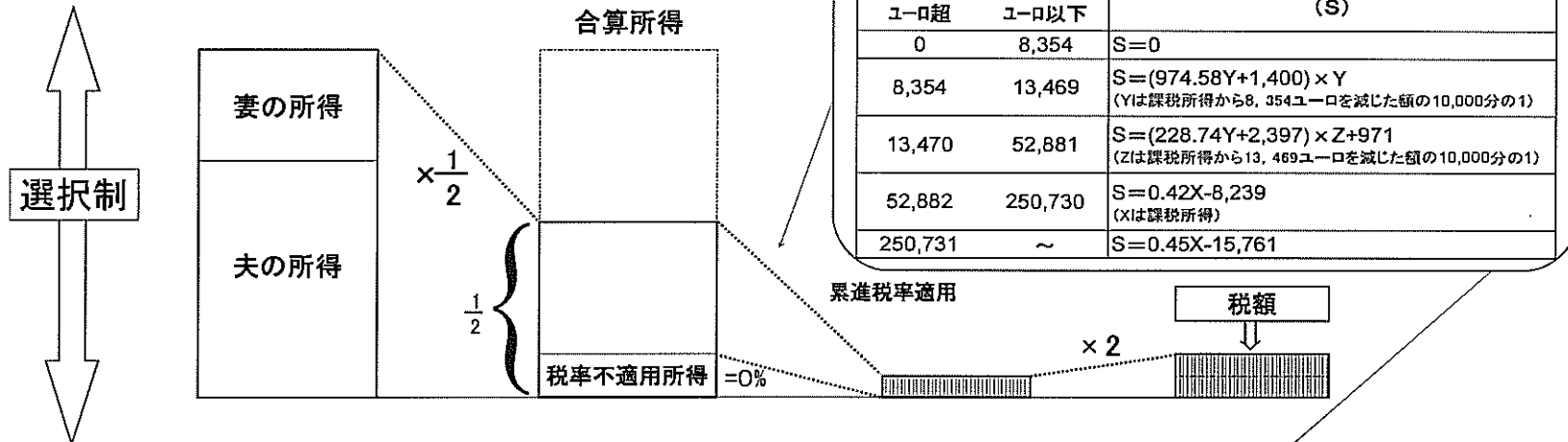
(注2) 人的控除以外の所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

ドイツにおける所得税の税額の計算(イメージ) (夫婦者の場合)

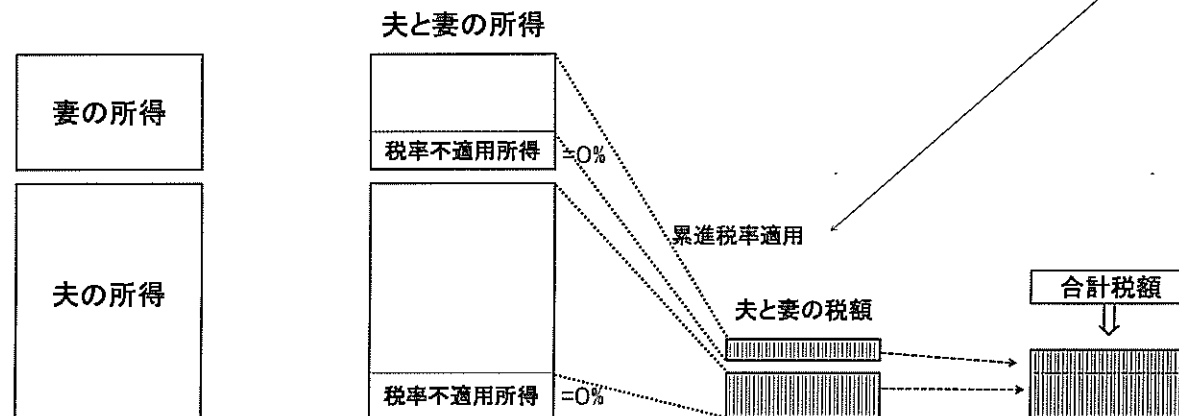
ドイツ所得税の概要

ドイツでは、夫婦合算課税又は個別課税(配偶者控除なし)を選択することができる。夫婦合算課税を選択した場合、夫婦の所得を合算し、その半額を税率表に適用して算出した税額を2倍する(二分二乗方式)。

①夫婦合算課税の場合



②個別課税の場合



(注) 所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

課税単位について

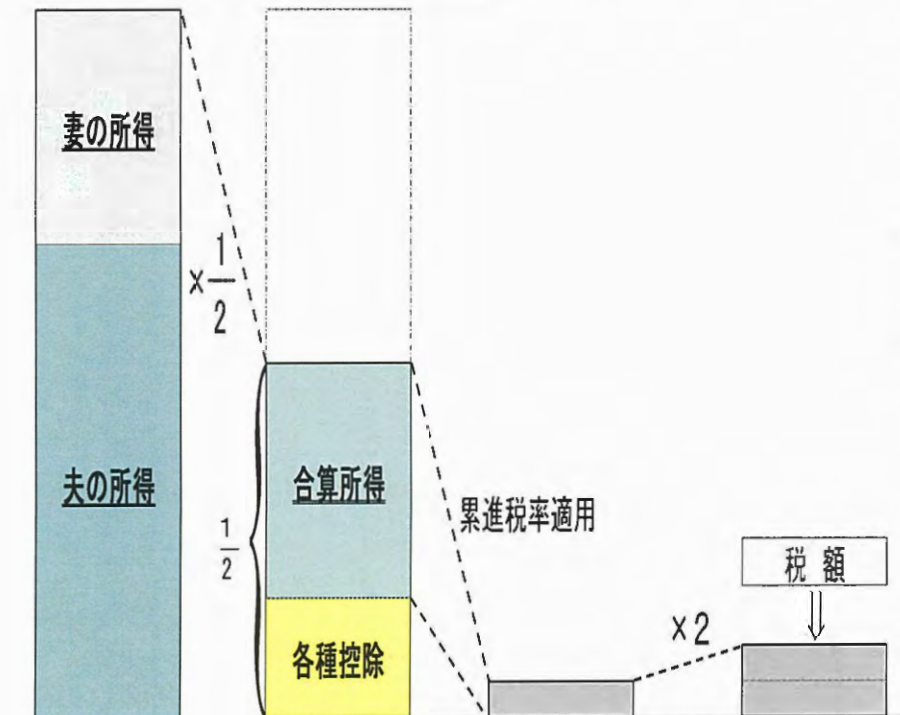
1. 課税単位とは

- 課税対象となる所得を、個人ごとにとらえるのか(個人単位課税)、夫婦としてあるいは世帯全体としてとらえるのか(世帯単位課税)といった算定単位を課税単位という。
- 例えば、課税単位を世帯単位でとらえる場合の課税方式として2分2乗方式があり、具体的には、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出。

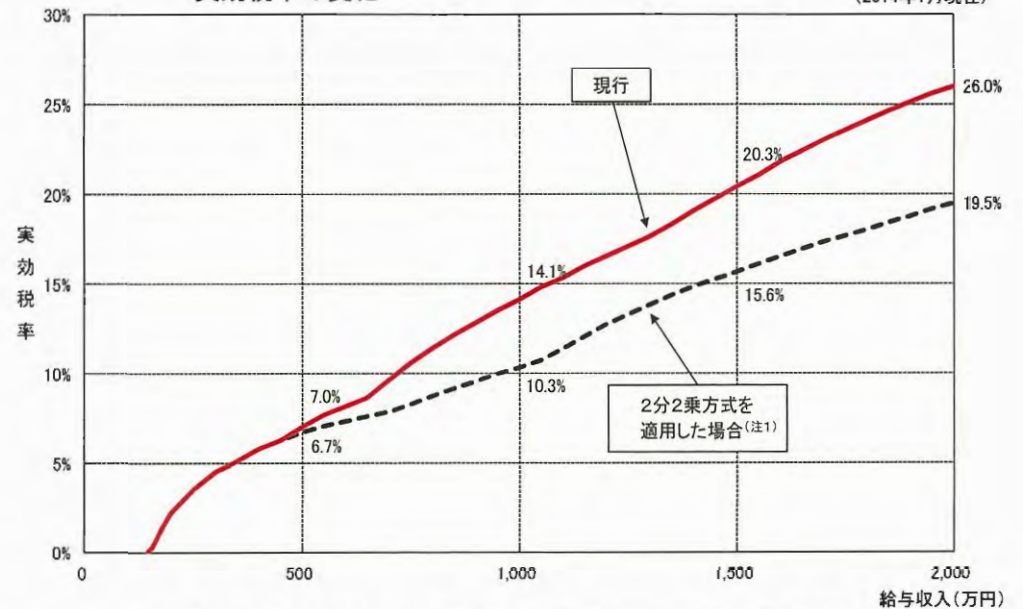
2. 政府税制調査会の答申で示された世帯単位課税に関する考え方

- 2分2乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化されるために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。(平成12年7月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題)

【参考1】世帯単位課税(2分2乗)の仕組み(イメージ)



【参考2】所得税の課税方式を世帯単位(2分2乗方式)に変更した場合の実効税率の変化



- (注) 1. 2分2乗方式は、所得金額から社会保険料控除を差し引いた後の金額を2分の1にして、基礎控除を適用し、その後税率表を適用し、算出された税額を2倍して計算している。
 2. 片働き世帯として計算しており、個人所得課税には、所得税及び個人住民税が含まれる。
 3. 復興特別所得税(所得税額の2.1%)は加味していない。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、1,000万円、1,500万円及び2,000万円の場合の実効税率である。

6. 今後の検討の視点（たたき台）

働き方の選択に対して中立的な税制に関連する課題に対する検討の視点(たたき台)

- 家族のあり方の変化や働き方の多様化等の社会・経済の構造変化を踏まえ、
 - イ) 家族のあり方の変化、
 - ロ) 働き方の選択に対する中立性、
 - ハ) 所得再分配機能に対する影響等の視点から、配偶者控除をはじめとする各種控除のあり方についてどのように考えるか。
- 人口減少への総合的な政策対応、結婚や子育てとの関係等を踏まえ、各種控除のあるべき姿についてどのように考えるか。
- その際、専業主婦世帯・パート世帯・共働き世帯、子育て世帯・子どものいない世帯、夫婦世帯・単身世帯など世帯類型によって見直しによる影響や考え方が異なることを踏まえ、国民的な議論のたたき台として多様な選択肢を検討することを含め、どのように議論を進めていくべきか。
- 「働き方の選択に対して中立的な税制」を検討するにあたり、どのような意味での「中立性」を目指すべきなのか。
 - イ) 配偶者の働き方(収入)によって納税者本人の控除額(及び税負担額)が影響を受けない、という意味での中立性
 - ロ) 配偶者の働き方(収入)によって控除による夫婦二人の税負担軽減額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
 - ハ) 配偶者の働き方(収入)によって夫婦二人の所得控除額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
- 働き方の選択に対する中立性等の観点から配偶者控除を含む各種控除の見直しを検討する場合、
 - イ) 配偶者以外の家族の働き方との関係、
 - ロ) 就労形態や起業形態が多様化している中での所得税のあり方等についてどのように考えるか。
- 人口減少、グローバル化など個人をとりまく社会・経済の構造変化を踏まえ、所得税のあるべき姿についてどのように検討を進めていくか。